明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第一項の規定に基づき、同項第五号に該当するものである旨の通知をした件
（厚生労働・経済産業・環境一〇）　一

○工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件の全部を改正する件
（経済産業一七五）　一〇

〔公　告〕

官庁
基本測量関係事項関係　六一
諸事項　六三

裁判所
破産、免責、再生関係　一〇四

特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、平成二十二年度財務諸表（独立行政法人家畜改良センター・独立行政法人工業所有権情報・研修館）、沖縄振興開発金融公庫第三十九事業年度財務諸表、平成二十二年度決算（消防団員等公務災害補償等共済基金・銀行等保有株式取得機構・日本税理士会連合会・全国商工会連合会）、中日本高速道路株式会社（工事区間変更・料金の額及び徴収期間の変更）、西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、地方職員共済組合役員の異動、厚生年金基金解散・清算人就任関係　一〇九

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一四二

会社その他
会社決算公告　一四三

告示

○厚生労働省
○経済産業省
○環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四条第一項の規定に基づき、次に掲げる新規化学物質が同項第五号に該当するものである旨の通知をしたので、同条第四項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十三年七月二十九日

厚生労働大臣　細川　律夫
経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　江田　五月

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第39号）第2条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条第1項の規定に基づき、同項第5号に該当するものである旨の通知をした新規化学物質の名称

整理番号	通し番号
(9)—2628	6134

（[アクリル酸と2—クロロメチルオキシラン・4，4′—（プロパン—2，2—ジイル）ジフェノール重縮合物の反応生成物]の（シクロヘキサン—1，2—ジカルボン酸無水物又は無水コハク酸）付加物[5—トリアジナン付加物）の（オキシラン—2—イルメチル）—1，3，5—トリス（オキシラン—2—イルメチル）—1，3，5—トリアジナン付加物）の（オキシラン—2—イルメチル＝メタクリラート又はシクロヘキサ—4—エン—1，2—ジカルボン酸無水物又は無水コハク酸）付加物（分子量900以上のものに限る。）

(6)—2865	6135

ポリ（1—オキソプロパン—1，3—ジイル）（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）

(6)—2866	6136

（アクリロニトリル・クロロエテン・ナトリウム＝4—ビニルペンゼンスルホナート共重合物とアクリロニトリル・メチル＝アクリラート・ナトリウム＝2，2—ジメチル—4—オキソ—3—アザヘキサ—5—エン—1—スルホナート・ナトリウム＝2—メチルプロパ—2—エン—1—スルホナート共重合物の混合物）とオキシラン—2—イルメチル＝メタクリラート共重合物の反応生成物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）

(6)—2867	6137

アクリロニトリル・1，1—ジクロロエテン・2—ヒドロキシエチル＝アクリラート・メチル＝アクリラート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）

(6)—2868	6138

アクリロニトリル・1，1—ジクロロエテン・2—ヒドロキシエチル＝アクリラート・メタクリル酸・メタクリロニトリル・メチル＝メタクリラート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）

(6)—2869	6139

ポリ[5—（メトキシカルボニル）—3—メチレン—2—オキソオキサン—3，5—ジイル][5—（メトキシカルボニル）—5—メチル—6—オキソオキサン—3，5—ジイル]—co—2—（メトキシカルボニル）プロパン—1，2—ジイル}（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）

(6)—2870	6140

ジビニルベンゼン・2—ヒドロキシエチル＝メタクリラート・メチル＝メタクリラート共重合物（架橋構造）（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）